

## 令和5年度第1回広島県個人情報保護審議会 議事要旨

### 1 日時

令和5年10月20日（金）14時00分から15時45分まで

### 2 場所

第6委員会室（広島県庁北館3階）

### 3 出席委員

横藤田会長、大池委員、大山口委員、上土井委員、東委員

### 4 議題

- (1) 会長の選出及び職務代理者の指名
- (2) 運営要領の制定等
- (3) 特定個人情報保護評価書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書をいう。）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて
  - ・ 住民基本台帳ネットワークに関する事務「特定個人情報保護評価（全項目評価書）」

### 5 担当部署

（実施機関）広島県総務局県庁情報システム担当  
広島県地域政策局市町行財政課  
（事務局）広島県総務局総務課

### 6 会議の内容

#### (1) 会長の選出及び職務代理者の指名

広島県個人情報保護審議会規則（令和5年広島県規則第12号）第2条第1項の規定に基づき、委員の互選により、横藤田委員が会長に選出されるとともに、同条第3項の規定に基づき、会長が東委員を職務代理者として指名した。

#### (2) 運営要領の制定

令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が県に直接適用されることになったことに伴い、広島県個人情報保護審議会運営要領を新たに制定した。

#### (3) 住民基本台帳ネットワークに関する事務「特定個人情報保護評価（全項目評価書）」に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて

実施機関から、特定個人情報保護評価の制度概要及び住民基本台帳ネットワークに関する特定個人情報保護評価書について、説明を受けた。

## ア 指摘

評価書に添付された「(別添3) 変更箇所」について、項目のズレがあったため、修正すること。

## イ 質疑

問1 パブリックコメントにより提出された意見は2件ということであったが、この件数について、担当課としての所感はどうか。

答1 可能であれば、更に多くの意見を提出していただければと思う。意見を提出しやすくするために、今後、工夫ができることがあるのかもしれない。

※ 答1については、令和5年度第2回広島県個人情報保護審議会議事録6-(1)-イ-(答1)において補足説明を行っている。

問2 市町では、データ入力等をはじめとする様々な場面でのリスク管理に対応できるマンパワーは整っているのか。これらのリスク管理のために、市町に対して県として何らかの支援を考えているのか。

答2 市町においては、戸籍の附票に関する業務自体はこれまでも実施してきたところであり、全く新たな業務が加わるということではないので、ある程度の体制は整っているのではないかと考えている。

また、県から市町への支援については、直接的なものは考えていないが、国等が研修の開催やマニュアルの作成を行い、各市町は、それらを基に実務に取り組み、必要に応じて県に相談することで、県は国と市町との間に立って進めたいと考えている。

問3 戸籍の附票については、既存の別々のデータを単純に結びつけるシステムではなく、新たにデータを入力するという形になるのか。

答3 入力という点でいえば、新たに入力を行うことになる。

問4 附票連携システムは、国外への転出者がいる場合に限ってシステムにデータを入力するということか。また、今回の変更は、国外転出者のためのシステム構築という理解でよいか。

答4 お見込みのとおり。

問5 評価書に「個人番号は、附票本人確認情報データベースとは別の一時保存領域

で処理する」と記載されているが、当該データベースの中に個人番号が入っているのではないか。

答 5 確認の上、次回、改めて回答する。

※ 回答については、令和 5 年度第 2 回広島県個人情報保護審議会議事録 6-(1)-イ-(答 2) 参照

問 6 前回の評価書を作成した時から現在までに、広島県（内）で諮問事項に係る特定個人情報が漏えいした事案は発生していないか。他県ではどうか。

答 6 県内・外ともに特定個人情報の漏えい事案は発生していない。

問 7 本人確認情報の流れと附票本人確認情報の流れとの間に異なる点はあるか。

答 7 確認の上、次回、改めて回答する。

※ 回答については、令和 5 年度第 2 回広島県個人情報保護審議会議事録 6-(1)-イ-(答 3) 参照

問 8 個人番号の真正性確認の措置について、具体的には（市町では）どのように行われているのか。

答 8 確認の上、次回、改めて回答する。

※ 回答については、令和 5 年度第 2 回広島県個人情報保護審議会議事録 6-(1)-イ-(答 4)